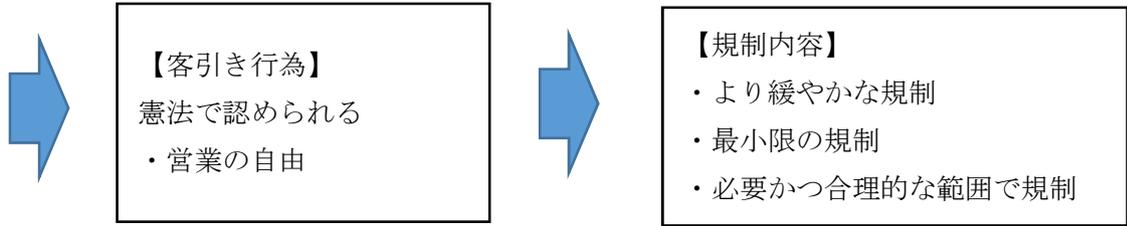
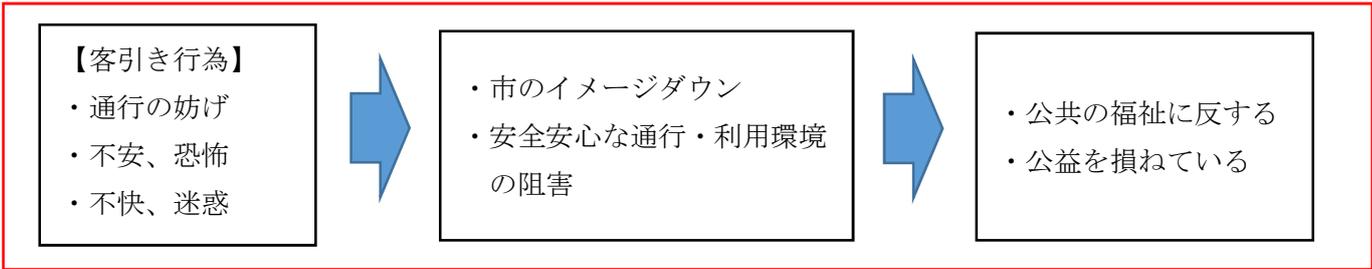


・他政令市における「営業の自由」に対する考え方の例
別紙2のとおり

・営業の自由に対する考え方について

◆職業選択の自由（憲法第22条）

「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」



客引きの定義：相手を特定する行為のみを規制対象とし、特定しない呼び込みは対象外
◇相手を特定せず、不特定多数に呼びかけて行う呼びかけ行為は規制対象外とすることにより、集客が見込める人通りの多い地点での宣伝を可能とする

○他政令市等での規制内容の例

規制の区域：「市内全域」ではなく、「市内の一部の繁華街」に限定（全政令市）
◇禁止区域を通行量の多い区域に限定することで、営業活動への影響を最小化する

規制の業種：居酒屋やカラオケ店に限定（特別区の一部）
◇禁止区域内の規制の業種を問題となっている業種に限定することで、他業種の営業活動への影響を最小化する

規制の範囲：自店舗等から1m以内の敷地内での営業行為が可能（大阪市、静岡市）
◇禁止区域内における自店舗等から1m以内の敷地内での営業行為を可能とすることで、営業活動への影響を最小化する

規制の場所：私有地（一部地下街、民間ビル、駅構内等）を含めず道路、公園等の公共空間に限定
◇禁止区域内における禁止行為の場所を制限することで、営業活動への影響を最小化する